

社協みいり

【編集発行】〒731-0211 広島市安佐北区三入5丁目15番9号三入公民館1階
 ・三入地区社会福祉協議会 ・広報委員会 TEL・FAX・082-818-7337
 ・社協みいりは 安佐北社協：地区社協の広報誌&三入学区連合自治会で検索

第95号
2024年7月

発行部数 2,400部

<2024年4月現在>

・総人口 8,336人
 ・世帯数 4,028世帯

・目次 1ページ：新任社協会長挨拶、部会便り、R5年度決算報告 2ページ：三入社協役員名簿
 3ページ：ひろしまエルモ 4ページ：女性会便り、会員募集、おくやみ、愛の灯



就任のご挨拶

三入地区社会福祉協議会
 会長 中山 富広

この度、令和六年五月十二日の総会で承認され、会長を拜命致しました中山です。どうぞよろしくお願いたします。

三入地区におきましても高齢化やご近所関係の希薄化などが進み、「世間」のあり方が大きく変わろうとしていると思います。こうした諸変化に対応するにはどうしたらよいか、私自身に確たる信念はございません。当面は手探りの状態で微力を尽くすしかありません。

差し当たり私の役目は、町内会・自治会および連合会、また三入地区の各種団体と親密な関係をつくり、各種事業の展開に協力していくことだと考えています。

社会福祉協議会は、子供さんから高齢者まで誰もが安心して暮らせる町づくりを目指さなければなりません。容易なことではありませんが、皆様方にはご協力とご支援をお願い申し上げます。

いきいきサロン部会便り

いきいきサロンは、社会福祉事業の一環として次の考え方で実施されています。

- ①人と会って会話し大声で笑う
- ②出かけて行って仲間と楽しい時間を過ごす
- ③定期的に外出する機会を持つ

現在三入地区内に10サロンがそれぞれの特徴を生かして、グラウンドゴルフ・体力作り体操・ピンポン・お茶会・物づくりなどの活動をしています。

左記のサロンにのぞいてみては如何ですか、楽しいですよ。

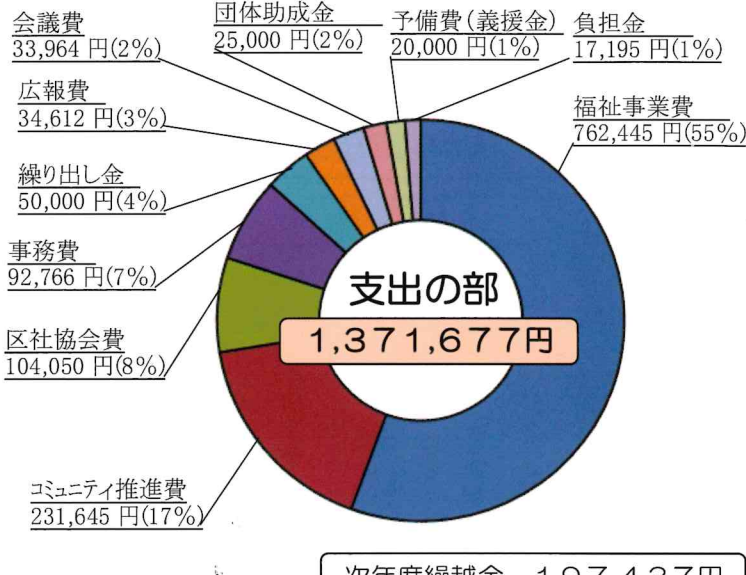
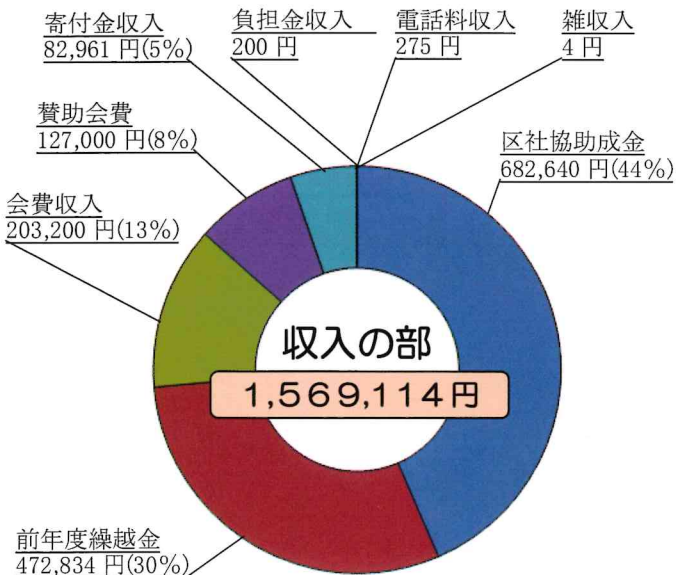
サロン上町屋	【松浦 章子】
サロン町屋	【玉本祈世夫】
サロン山倉	【椿 稔治】
サロンしあわせ	【尾川 博美】
サロン青空	【西村 徳美】
サロン金毘羅会	【岡田 豊】
サロン横川	【阿口マサ子】
サロン桃の里	【竹田 愛子】
サロン桐の里	【十時美由紀】
サロン南原	【稲田 博之】

・サロン代表者会議の開催
 令和6年4月24日
 意見交換会の後、サロン活動に生かせるゲームを行いました。



「モルックゲーム」風景
 <包括支援センター>
 松岡 香苗氏 指導

三入地区社会福祉協議会／令和5年度決算



次年度繰越金 197,437円

◆三入地区社会福祉協議会役員

会長 (令和6年5月現在)

中山 富広 (下町屋8区)

副会長

寺山ルミ子 (上町屋安佐可台) 福祉協力員部会長

山田善伸 (下町屋6区) いきいきサロン部会長

横田正幸 (桐原18区) 広報部会長

山口卓壮 (南原七十三石) ボランティア部会長

地域福祉推進委員

竹田愛子 (桐原19区) 桐原地区理事兼務

理事

末永次夫 (上町屋1区) 上町屋連合町内会会長

井上 靖彦 (上町屋1区) 上町屋連合町内会

米花 稔 (上町屋2区) 上町屋連合町内会

松浦章子 (上町屋) 上町屋地区女性会代表

岡田 豊 (下町屋8区) 下町屋町内連合会会長

観 芳子 (下町屋10区) 下町屋地区女性会代表

新木信博 (桐原19区) 桐原自治会連合会会長

下谷洋子 (桐原15区) 三入女性会会長

十時美由紀 (桐原21区) 民生・児童委員

沖野鈴夫 (南原上組) 南原自治会会長

稲田博之 (南原中組) 民生・児童委員

栗栖三保 (南原七十三石) 南原地区女性会代表

監事

市岡 敏夫 (下町屋睦) 町内会連合会

山之内正己 (桐原18区) 自治会連合会

常務理事 会計

越道慶幸 (上町屋安佐可台)

常務理事 事務局長

西本勝則 (上町屋1区)

常務理事 福祉協力員事務局

池田憲二 (下町屋7区)

常務理事 いきいきサロン事務局

椿 稔治 (上町屋4区)

常務理事 ボランティア事務局

齋木 信 (下町屋7区)

○福祉協力員(四十五名)

★太字は地区代表

【上町屋地区】(七名)

井上 靖彦 (上町屋1区)

清水 佳澄 (上町屋2区)

川本 真二 (上町屋3区)

★大塚 繁夫 (上町屋4区)

佐々木常義 (上町屋5区)

岩本 智之 (上町屋新山倉)

重河 素文 (上町屋安佐可台)

【下町屋地区】(二十名)

新木 早紀 (下町屋6区)

奈良坂友房 (下町屋6区)

松本 朋子 (下町屋6区)

松田 陽子 (下町屋6区)

緒方 絹代 (下町屋6区)

川崎 晴美 (下町屋7区)

隅田 義治 (下町屋7区)

★河野 義治 (下町屋7区)

菅原ヒメ子 (下町屋馬場)

宮中 頼克 (下町屋睦)

山手 里美 (下町屋8区)

黒田 芳文 (下町屋8区)

長谷川多恵子 (下町屋8区)

沖田 秀明 (下町屋9区)

田辺 一典 (下町屋10区)

梶田 直子 (下町屋10区)

原本 耕洋 (下町屋11区)

漆谷 克昭 (下町屋12区)

下河内武士 (下町屋13区)

【桐原地区】(十一名)

正畑 久枝 (桐原15区)

清水 充 (桐原18区)

★竹田 愛子 (桐原19区)

周菅 一夫 (高松町内会)

松本 雅子 (グリーンタウン)

森岡 祐尚 (桐原17区)

木下 隆 (桐原20区)

十時美由紀 (桐原21区)

中和 知子 (桐原21区下組)

渡邊 陽二 (中応寺ファミリ)

野田 尚子 (桐山自治会)

【南原地区】(七名)

下原 貞子 (南原上組)

岩田 節子 (南原中組)

杖拔 和美 (南原中組)

西原佐登子 (南原下組)

助信 朱美 (南原下組)

★栗栖 三保 (南原七十三石)

上坊 英子 (南原七十三石)

○代議員(四十五名)

【上町屋地区】(七名)

大上 正司 (上町屋1区)

佐々木貴志 (上町屋2区)

川本 真二 (上町屋3区)

大下 正幸 (上町屋4区)

土居 義信 (上町屋5区)

白坂 辰之 (上町屋新山倉)

寺山 清 (上町屋安佐可台)

【下町屋地区】(十名)

切戸 康清 (下町屋6区)

池田 憲二 (下町屋7区)

磯崎 巖 (下町屋馬場)

永石九三男 (下町屋睦)

仁川 成吉 (下町屋8区)

竹下 慎吾 (下町屋9区)

田辺 一典 (下町屋10区)

原本 耕洋 (下町屋11区)

漆谷 克昭 (下町屋12区)

下河内武士 (下町屋13区)

【桐原地区】(十四名)

正畑 忠 (桐原15区)

渡辺 暘二 (中応寺ファミリ)

上中 昭弘 (中応寺自治会)

森岡 祐尚 (桐原17区)

川本 眞弓 (桐山自治会)

清水 充 (桐原18区)

栗栖 博文 (山根ニュータウン)

吉見 俊治 (高松町内会)

豊島ゆきえ (グリーンタウン)

宮本 勇三 (桐原19区)

日野寛一郎 (丸子山自治会)

木下 隆 (桐原20区)

藤谷 篤 (桐原21区)

世並 豊 (桐原21区下組)

【南原地区】(四名)

上坊 重夫 (南原七十三石)

下原 幸徳 (南原上組)

松原 哲雄 (南原中組)

間所 英二 (南原下組)

【他団体代表】(十名)

黒田 芳文 (公衛協会会長)

兼務 (体育協会会長)

新木 信博 (自主防災会会長)

保田 博 (防犯組联合会会長)

瀧本 光浩 (青少年協会会長)

神田光太郎 (子ども育成会会長)

木野下亮次 (老人クラブ会長)

岡崎 環 (交通安全協会支部長)

宮下 一基 (消防団三入分団長)

関本 佑介 (小学校PTA会長)

梶原 雄平 (中学校PTA会長)

三入地区社会福祉協議会の「ひろしまエルモ」の参画について報告

令和6年5月12日（日）開催の令和6年度 三入地区社会福祉協議会総会において、「ひろしまエルモ」参画について図り、承認を得ました。

今後は、加盟の意思を有する既存の諸団体と、連携し持続可能の組織形成に向けて協議を進めることとなります。新しい組織づくりの流れは、下図のモデルに沿ったものとなります。

準備期

ステップ①
話し合いの場の設置

話し合いが進められるような場を設けます。
《話し合いの場の概要》

構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な団体や住民有志などの参加を募ります。 ・ 現役世代や子育て世代、NPOや協同労働団体、企業など多様な世代や主体が参画することが望ましいです。
事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準備委員会の構成メンバーを選考します。 ・ 住民ニーズの把握や地域の将来像などを考えます。

ポイント
地域の若手などを積極的に呼び込んでいくことが大切です。
そのため、本庁の担当部署(地域活性化調整部)が中心となって、区役所、市社会福祉協議会、区社会福祉協議会と連携しながら、全面的に支援します。

設立期

ステップ②
準備委員会の立ち上げ

設立に向けた準備委員会を立ち上げます。
《準備委員会の概要》

構成員	話し合いの場のメンバーが中心となりますが、地域への周知により新たな参画を促します。
事項	話し合いの場で考えた内容を基に、具体的な事業計画や収支予算案、活動拠点や部会設置などの取決めをします。

ポイント
新たな協力体制の必要性を皆で共有することが大切です。
そのため、本庁の担当部署(地域活性化調整部)が中心となって、区役所、市社会福祉協議会、区社会福祉協議会と連携しながら、全面的に支援します。

ステップ③
新たな協力体制の設立準備

準備委員会での協議を基に、団体間の協定書案、新たな協力体制の規約案を定めます。
設立に向け、組織の名称や役員などを考えます。組織名は地区名(小学校区名)を入れて、住民になじみやすくわかりやすいものにします。
例:〇〇地区地域運営委員会、〇〇地区自治協議会、〇〇地区まちづくり協議会

ポイント
民主性と透明性を高めるために、規約を定めておくことが大切です。

運営・発展期

ステップ④
新たな協力体制の設立、運営開始

設立総会を開き、役員を選出し、協定書案、規約案、収支予算案などの承認を行います。
地域の情報共有や課題解決に向けた企画などを行います。
地域住民への広報を行い、活動内容について幅広く理解と協力を求めます。

ポイント
活動を円滑に進めるために、地域での認知度を高めることが大切です。

